

# 栃木県マーチングコンテスト・小学校バンドフェスティバル審査内規

平成22年4月1日

- 第1条 この内規は栃木県マーチングコンテスト・小学校バンドフェスティバル実施規定第13条に基づき、審査および判定について定める。
- 第2条 審査員はマーチングコンテストA部門においては「演奏（技術）」「演奏（表現）」「行進の美しさ」「音と動きの調和」の4項目について、マーチングコンテストB部門においては「演奏（技術）」「演奏（表現）」「演技（技術）」「演技（表現）」の4項目について、小学校バンドフェスティバルにおいては「技術」「表現」の2項目について、それぞれ10段階で評価する。
- 第3条 審査結果の処理は、審査集計係が行う。
- 第4条 審査集計係は審査員の評価のうち審査項目ごとの合計点に基づき、金・銀・銅のグループ分けを行い、審査員の了承を得て賞を決定する。  
県代表を決定するにあたっては、部門ごとの得点の高い順に代表団体を決定する。ただし、同点により代表決定が困難な場合には対象団体に対する各審査員の評価を比較し、上位点をつけた審査員数の多い団体を代表とする。
- 第5条 審査票・講評用紙並びに審査集計結果一覧を参加団体に配布する。ただし、審査集計結果一覧は部門ごとに得点の高い順に並べ替えを行い「審査員名」および「団体得点」を記載する。
- 第6条 この内規は常任理事会の議決により改定することができる。